

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 三 年 九 月 三 十 日

目 次

規 則

○岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 一 ページ

○岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(同 一)

訓 令 甲

○岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 二

○岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同 三)

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二百九号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則第二号の表岐阜関ヶ原古戦場記念館館長の項の次に次のように加える。

花と緑の振興顧問

年 額

三、六〇〇、〇〇〇円

附 則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二百十号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三土木事務所長の部四の項第七号中「から第十三号まで、第十五号、第三十五号から第三十七号まで、第三十九号及び第四十号」を、「第十一号から第十五号まで、第十七号、第十八号、第二十号、第四十四号から第四十七号まで、第四十九号及び第五十号」に改め、同項中第六十号を第六十六号とし、第三十一号から第五十九号までを六号ずつ繰り下げ、第三十号を第三十二号とし、同号の次に次の四号を加える。

33 法第四十八条の二十第一項に規定する歩行者利便増進道路の指定等を行うこと。

34 法第四十八条の二十第二項の規定により歩行者利便増進道路の指定等について市町村長と協議すること。

35 法第四十八条の二十四第四項の規定により市町村が県が管理する道路について区間を定めて歩行者利便増進道路の指定等を行うことについて協議を受け、及び同意すること。

36 法第四十八条の二十二第一項の規定により市町村が県に代わって歩行者利便増進道路の改築等を行うことについて協議を受け、及び同意すること。

別表第三土木事務所長の部四の項中第二十九号を第三十一号とし、第二十八号を第三十号とし、第二十七号を第二十九号とし、同項第二十六号中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第二十五号中「第四十七条の四第二項」を「第四十七条の十四第二項」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十四号中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の十四第一項」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第二十三号を第二十五号とし、第十四号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十三号中「所管警察署長」を「所轄警察署長」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号を第十四号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

9 法第三十三条第二項第三号に規定する利便増進誘導区域の指定等を行うこと。

10 法第三十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により利便増進誘導区域の指定等について所轄警察署長と協議すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三土木事務所長の部四の項第二十四号から第二十六号までの改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三十六号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三道路建設課の表一の項課長専決事項の欄第一号中「第七十六条」を「第七十六条第一項」に改める。

別表第三道路維持課の表一の項中「昭和二十七年省令第二十五号」を「昭和二十七年建設省令第二十五号」に改め、同項部長専決事項の欄中第十号を第十四号とし、第七号から第九号までを四号ずつ繰り下げ、第六号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

9 法第四十八条の十九第一項第二号に規定する国土交通大臣への同意

10 法第四十八条の二十第五項の規定による歩行者利便増進道路に係る公示

別表第三道路維持課の表一の項部長専決事項の欄中第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

6 法第四十五条の二第二項の規定による自動運行補助施設に係る公示

別表第三道路維持課の表一の項部長専決事項の欄第三号の次に次の一号を加える。

4 法第三十三条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による利便増進誘導区域に係る公示

別表第四土木事務所及び流域浄水事務所の部三の項現地機関の長専決事項の欄第三号中「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の三十七第一項」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年九月三十日から施行する。

岐阜県訓令甲第三十七号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二土木事務所の表六の項中「昭和二十七年法律第一八〇号」の下に「以下この項中「法」という。」を、「昭和四三年条例第二二号」の下に「以下この項中「条例」という。」を、「昭和四七年規則第一一八号」の下に「以下この項中「施行細則」という。」を加え、同項課長専決事項の欄第四号中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

令和三年九月三十日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社